

令和4年 春の全国交通安全運動が始まります

入学・入園のこの時期は、まだ道路の通行に慣れない子供たちの交通事故が心配されます。また、依然として高齢者が関係する死亡事故の割合が高く、特に歩行中の事故が多く発生しています。

一人一人が交通ルールの遵守と交通マナーを実践し、交通事故を防止しましょう。

実施期間 令和4年4月6日(水)から4月15日(金)までの10日間
交通事故死ゼロを目指す日…4月10日(日)

スローガン ~手を上げる 子どもはあなたを 信じてる~

運動の重点

- ① 子供を始めとする歩行者の安全確保
- ② 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
- ③ 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保



令和4年度千葉県交通安全県民運動基本方針(概要)

運動の内容

交通事故の発生特徴や、第11次千葉県交通安全計画を踏まえ、重点を定めて年間を通じて行う運動、各季の交通安全運動などの期間を定めて行う運動、交通事故死ゼロを目指す日、交通安全の日(アクション10)などの日を定めて行う運動等を総合的かつ効果的に展開します。

運動区分	概要
年間を通じて行う運動	最重点活動 飲酒運転の根絶 ①子供と高齢者の交通事故防止 ②交差点等での交通事故防止 ③自転車の安全利用の推進(特に、自転車損害賠償保険等への加入促進) ④夕暮れ時や夜間・明け方における交通事故防止 ⑤悪質な違反・危険運転の防止、暴走族の追放 ⑥後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 ⑦違法駐車等の追放
期間を定めて行う運動	四季の運動 ①春の全国交通安全運動…4月6日～4月15日 ③秋の全国交通安全運動…9月21日～9月30日 ②夏の交通安全運動…7月10日～7月19日 ④冬の交通安全運動…12月10日～12月19日 強化月間 ①自転車安全利用推進強化月間…5月 ②シートベルトとチャイルドシート着用推進強化月間…6月

自転車保険への加入が義務化されます

千葉県では、「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の改正により、令和4年7月1日から自転車保険への加入が義務となります。事故を起こしてしまったときに備えて、自転車保険に入りましょう。

自転車保険の加入義務

- ・自転車利用者(未成年者の場合は保護者)
- ・自転車を業務で利用する事業者
- ・自転車貸付業者

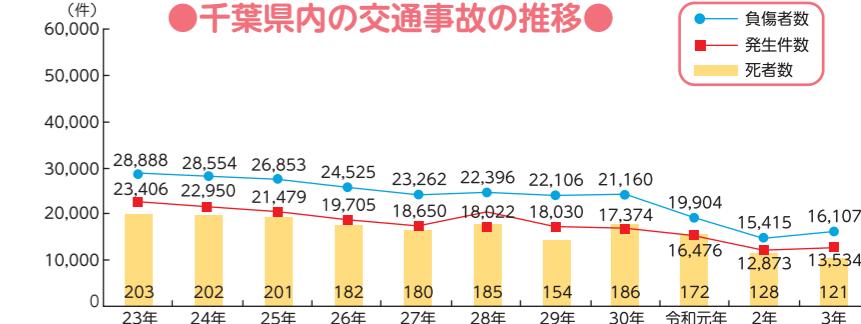
詳しくは千葉県HPをご確認ください



令和3年中における交通事故発生状況について

令和3年中は、交通事故死者数が121人で、前年と比較して7人減少し、全国ワースト4位となりました。発生件数は13,534件となっており、依然として多くの方が交通事故の被害に遭われている状況です。

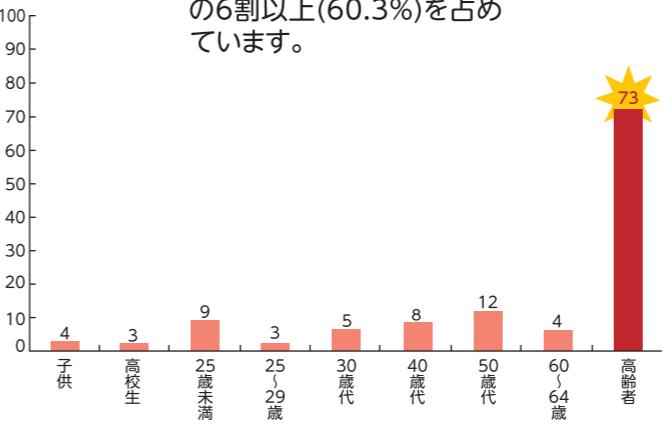
●千葉県内の交通事故の推移●



交通死亡事故の特徴

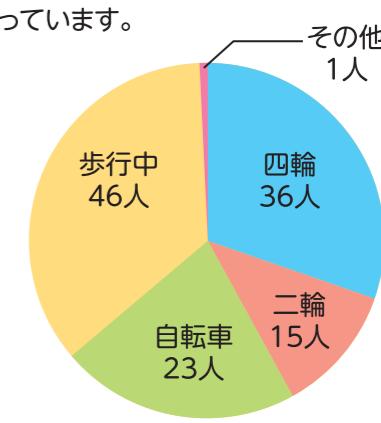
年齢層別

65歳以上の高齢者死者数は73人で、全死者数121人の6割以上(60.3%)を占めています。



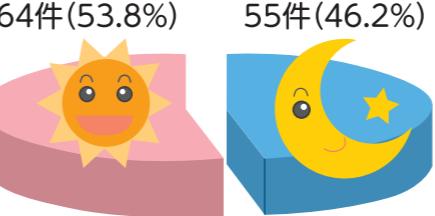
状態別

交通死亡事故を状態別で見ると、歩行中が46人ともっと多く、次いで四輪乗車中の死者が36人となっています。



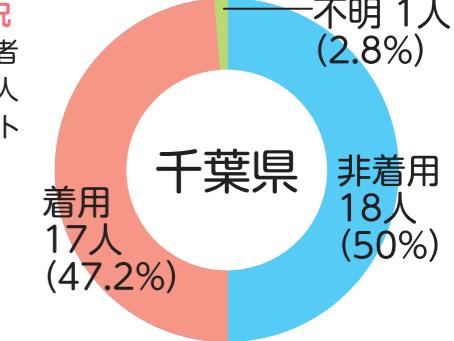
昼夜別

※昼間とは日の出から日没までをいう。
昼間に発生した事故が64件(53.8%)、夜間が55件(46.2%)となっています



シートベルト着用状況

自動車乗車中死者36人のうち、18人(50%)はシートベルト非着用でした。



出展:千葉県警交通総務課

千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例

この条例は、飲酒運転の根絶を図るために施策を総合的に推進し、飲酒運転のない、県民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的として令和4年1月1日に施行されました。飲酒運転を根絶するため、皆さんのご協力をお願いします。

概要

- 県民および飲食店等の特定の事業者は、飲酒運転をしている人を発見した場合などに、速やかに警察官に通報するよう努めること。
- 全ての事業者は、事業で使用する自動車等の運行に当たって、運転者が酒気を帯びていないことを確認するなど、飲酒運転防止のため必要な措置を講ずるよう努めること。
- 知事、県議会議員、県職員などの公職にある者は、飲酒運転の根絶に率先して取り組むこと。

詳しくは
千葉県HPを
ご確認ください

